

獨協医科大学医学部における アンプロフェッショナルな学生への対応に係る取扱要領

令和2年4月1日 制定

1. アンプロフェッショナルな学生の報告の趣旨

近年、医学生として相応しくない言動をする学生(アンプロフェッショナルな学生)の増加が全国的に問題となっており、当該学生への教育・指導の重要性が叫ばれている。

本学においても、学生生活全般に亘り、学生の行動を広く観察し、このままでは将来、社会人として、ましてや医師として従事させることができないと考えられる学生の情報を、学生指導・教育に携わる者が共有することが必要である。客観的な情報の収集と指導体制を構築することにより、当該学生の社会性や倫理性に関して再教育を行い、医学生として相応しい行動を取ることができるように改善を図ることを目的とする。

2. アンプロフェッショナルな学生の定義

一般的に、学生として相応しくない言動をする学生。また、明らかに常識が欠如していて、社会性や倫理性に問題があり、将来医師として、教育・診療・研究に関わることが相応しくないと考えられる学生。

診療参加型臨床実習においては、学生の行動を臨床現場で観察していて、特に医療安全及び倫理の面から、このままでは将来、患者の診療に関わらせることが出来ないと考えられる学生。

3. アンプロフェッショナルな学生に係る報告制度の創設

将来、当該学生が社会人として、ましてや医師として従事する上で、明らかに不適切と思われる態度や行動が見られた場合、関係教職員がその事例について所定の様式により報告する。その際に、直接自身で観察した情報と間接的に得た情報とを可能な限り区別すること。

なお、本報告は、講義科目や各実習等(基礎医学科目実習、臨床実習(CC,ACC)、基本医学科目実習)の評価(合否判定)とは独立して運用する。

従って、講義科目や実習評価は合格としながらも本報告の該当となる場合や、講義科目や実習評価が不合格でありなおかつ報告該当となる場合もある。

なお、報告書の内容によっては、嚴重注意や懲戒処分の対象と成り得る(指導内容の判断基準は別に定める)。

4. 報告者

担任、科目責任者、授業担当者、実習指導医、チューター、サークル部長等をはじめとした、学生教育・指導に携わる全教職員(医師、看護師、薬剤師、技師、事務職員等)。

5. 報告書の提出先及び情報共有について

所定の様式に記載の上、学務部学生課へ提出。なお、報告された事例については、個人情報に配慮した上で、学生生活委員会、教務委員会、臨床実習員会において定期的に報告することとする。

以上